



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

998	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
999	〃	(〃).....	1
1000	大規模小売店舗立地法による湯浅町から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
1001	平成27年度後期技能検定の実施	(労働政策課).....	2
1002	血深井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	5
1003	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	5
1004	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	6
1005	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	6
1006	保安林の皆伐面積の公表	(森林整備課).....	6
1007	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
1008	道路の供用開始	(〃).....	7
1009	〃	(〃).....	7
1010	〃	(〃).....	8
1011	道路の区域変更	(〃).....	8
1012	道路の供用開始	(〃).....	8
1013	道路の区域変更	(〃).....	9
1014	道路の供用開始	(〃).....	9
1015	道路の区域変更	(〃).....	9

○ 監査公表

監査公表第19号	10
----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第998号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000191	社会福祉法人箭薙会ホームヘルプくれしえんど	橋本市野560-6 サンメゾン橋本式番館9202号	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人箭薙会	橋本市野5-1	平成27.8.31

和歌山県告示第999号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011500232	訪問介護事業所あおば	有田市宮崎町293-1	居宅介護 重度訪問介護	株式会社あおば	有田市宮崎町293-1	平成27.8.31

和歌山県告示第1000号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により湯浅町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852番地の1

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第408号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

湯浅町産業観光課（有田郡湯浅町湯浅1055-9）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年9月1日から同年10月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1001号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、平成27年度後期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 特級

機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備

(2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスフ

アルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 特級

検 定 職 種	手数料(1件)
全職種	17,900円

(イ) 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種	手数料(1件)
和裁、機械・プラント製図、電気製図	13,100円
機械検査	14,900円
機械加工、工場板金、ローブ加工、電子機器組立て、電気機器組立て、空気圧装置組立て、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工	17,900円

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、公共職業能力開発施設の生徒、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類すると知事が認める者については、次のとおりとする。

3級

検 定 職 種	手数料(1件)
和裁、機械・プラント製図、電気製図	8,700円
機械検査	9,900円
機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、配管	11,900円

イ 実施期日

実技試験は、平成27年12月2日(水)から平成28年2月14日(日)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成27年11月25日（水）から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種	等 級	実施期日
ロープ加工、機械検査、電気機器組立て、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級及び2級	平成28年1月24日（日）
電気機器組立て、配管	3級	
機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備	特級	平成28年1月31日（日）
工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図	1級及び2級	
機械加工、電子機器組立て、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図	3級	
空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図、塗装	1級及び2級	平成28年2月7日（日）
機械検査、和裁、建築大工、電気製図	3級	
電子回路接続、樹脂接着剤注入施工	単一等級	

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市、田辺市及び新宮市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

郵便番号 640-8272

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

平成27年10月5日（月）から同月16日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（宛先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3(1)アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成28年3月11日(金)に和歌山県ホームページに掲載するとともに、県庁北別館本館連絡通路に掲示するほか、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

また、特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2802)又は協会(電話番号 073-425-4555)に問い合わせること。

和歌山県告示第1002号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、血深井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1003号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年8月20日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年9月14日まで縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
--------------	---------------------

平成27年度第31号

日高郡日高町小浦字矢田ケ谷303外2筆

和歌山県告示第1004号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年8月24日に認可した。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第26号-1	日高郡由良町衣奈字はい上り973-1
平成27年度第26号-2	日高郡由良町衣奈字川代坪919-1外1筆
平成27年度第26号-3	日高郡由良町衣奈字川代坪913
平成27年度第26号-4	日高郡由良町衣奈字金井434-1外1筆
平成27年度第26号-5	日高郡由良町衣奈字粟飯谷口224-1外2筆
平成27年度第26号-6	日高郡由良町衣奈字高皿541-2外1筆

和歌山県告示第1005号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
森林組合こうや	代表者の氏名	代表理事組合長 井尻丈士	代表理事組合長 松山修三	平成 27.8.13

和歌山県告示第1006号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,575.20
紀中地域水源涵養保安林	1,426.97
紀北地域水源涵養保安林	354.13
紀南地域土砂流出防備保安林	894.79
紀中地域土砂流出防備保安林	393.36
紀北地域土砂流出防備保安林	407.66
紀南地域干害防備保安林	9.26

紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	155.83

和歌山県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町玉置口字上ミ地 198番13地先から同市熊野川町 玉置口字小向イ373番地先まで	旧	9.20	1,280.00	玉置口第一橋 L=261.00
		}		玉置口第二橋 L=142.00
		86.40		玉置口トンネル L=138.00
				玉置口第三橋 L=49.00
				竹筒トンネル L=585.79
同上	新	9.20	1,280.00	玉置口第一橋 L=261.00
		}		玉置口第二橋 L=142.00
		86.40		玉置口トンネル L=138.00
				玉置口第三橋 L=49.00
				竹筒トンネル L=585.79

和歌山県告示第1008号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 新宮市熊野川町玉置口字上ミ地198番13地先から同市熊野川町玉置口字小向イ373番地先まで

供用開始の期日 平成27年9月13日 午後3時

和歌山県告示第1009号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町小畑字庄田坪286番9地先から同町動木字保場140番6地先まで

供用開始の期日 平成27年9月6日 正午

和歌山県告示第1010号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字瀬ノ上1442番1地先から同町下佐々字西下柄谷39番1地先まで

供用開始の期日 平成27年9月6日 正午

和歌山県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字中野字道場322番1地先から同町大字中野字道場313番1地先まで	旧	13.19 ） 31.10	67.60	
同上	新	13.19 ） 33.80	67.60	

和歌山県告示第1012号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字中野字道場313番6地先から同町大字中野字野田236番2地先まで

供用開始の期日 平成27年9月1日

和歌山県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上野字小屋谷582番3地先から同市上野字洞672番3地先まで	旧	3.30 } 10.60	108.08	
同上	新	3.30 } 12.50	108.08	

和歌山県告示第1014号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 平瀬上三栖線

供用開始の区間 田辺市上野字小屋谷582番3地先から同市上野字小屋谷579番地先まで

供用開始の期日 平成27年9月1日

和歌山県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 白浜温泉線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡白浜町才野字大森1640 番152地先から同町字爪切2926 番41地先まで	新	9.20	1,560.00	才野高架橋(仮称) L=140.00
		75.00		鴨居高架橋(仮称) L=214.00

監 査 公 表

和歌山県監査公表第19号

平成27年2月18日付け監査報告第23号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年9月1日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会

監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 物品管理について、デジタルカメラ2台の現物確認ができなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 該当物品については、廃棄処分の手続に遺漏があったため、改めて物品不用調書及び不用品処分調書により廃棄処分決定を行い、再発防止のため、物品管理事務について関係職員に指導した。

2 公益財団法人和歌山県人権啓発センター

監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 1件500万円以上の受託契約について、公益財団法人和歌山県人権啓発センター事務処理規程第8条によれば、理事長決裁とすべきところ局長決裁となっていたので、適正に処理されたい。	注意事項 決裁に関する事務処理に関して、規程の徹底を図るべく、事務処理規程文書を全職員が再確認した。 また、組織内のチェック体制を一層強化した。

3 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 生活福祉資金等貸付金の未償還金については、平成25年度末で約2億2,205万円となり、前年度に比し約1,754万円減少している。 今後も、引き続き貸付時の適切な審査に努めるとともに、未収金の早期整理に努められたい。 (2) 臨時特例つなぎ資金貸付金の未償還金について	注意事項 (1) 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時に、借受人はもとより、連帯借受人や連帯保証人にも、貸付けの趣旨説明を徹底して行っている。 また、過年度分の未収金への対応については、これまで以上の督促の強化と、償還方法変更等の相談を充実させており、場合によっては、法的措置等厳正な対処を行う。 (2) 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観

は、平成25年度末で約371万円となり、前年度に比し約40万円増加している。
 今後も、引き続き貸付時の適切な審査に努めるとともに、未収金の早期整理に努められたい。

点から、貸付申請時に、借受人はもとより、連帯借受人や連帯保証人にも、貸付けの趣旨説明を徹底して行っている。
 また、過年度分の未収金への対応については、これまで以上の督促の強化と、償還方法変更等の相談を充実させており、場合によっては、法的措置等厳正な対処を行う。

4 公立大学法人和歌山県立医科大学
 監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 診療費（附属病院本院患者負担分）の未収金については、平成25年度末で約2億261万円となっており、前年度末に比し約231万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項 診療費（附属病院本院患者負担分）未収金については、正職員に加え、未収金対策専任職員を配置し、随時、電話や文書、訪問による督促を行うとともに、一括支払が困難な患者に対しては分割支払の相談に応じるなど、債権の確実な回収に努めている。 その結果、平成25年度末未収金（本院分）約2億261万円のうち、平成27年3月末現在で6,304万円を回収した。 さらに、未収金の発生を防止するため、地域連携室や病棟との連絡を密にし、患者の経済状況を把握した上で、支払困難な患者には高額現物給付制度や公費による救済制度を紹介する等の取組を積極的に行っている。 また、平成26年1月に弁護士事務所と契約を結び、患者及び相続人並びに連帯保証人に対する未収金の回収及び居所・相続人調査の業務を委託した。 弁護士事務所への業務委託によっても回収が困難で、かつ時効を迎えた債権については、必要な資料を整備した上で貸倒損失の整理を進めている。</p>

5 公益財団法人わかやま産業振興財団
 監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 平成25年度経営支援補助金事業において、虚偽の完了実績報告書による補助金の交付が行われていることが判明した。 この度、補助金交付決定の取消し及び返還命令を行っているが、今後、完了実績報告書どおりに履行されているか確認を行うとともに会計帳簿や関係書類を調査するなど、かかることのないよう厳正な事務の執行に努められたい。</p> <p>注意事項 設備貸与事業等に係る未収金については、平成25年度末で約1億8,168万円あり、前年度末に比し約60万円減少したが、依然として多額である。 今後も、引き続き未収金の回収に努められたい。</p>	<p>指摘事項 不正に受給された補助金については、3回に分けて不正受給者より返還され、平成27年3月2日に完済となり、同日、和歌山県への補助金の返還も完済となった。 本件を受け、他に不正な案件がなかったか確認作業を実施したところ、不正をうかがわせる案件は見当たらなかったが、記載漏れ等のある申請書類が見受けられた。 本件及び確認作業の結果に基づき、現在、再発防止に向けて、補助金等の適正執行を管理する職員の採用、職員の意識改革などの体制強化を始めとする必要な作業を進めている。</p> <p>注意事項 未収金の回収については、債務者はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、より積極的かつ粘り強い交渉を行っていく。 時効の管理に留意し、案件によっては顧問弁護士と対応を相談の上、今後とも債権管理・回収に努めていく。</p>

6 和歌川リバーパークマネジメント
 (和歌山県和歌川河川公園 (以下「和歌川河川公園」という。) 指定管理者)
 監査実施年月日 平成27年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 和歌川河川公園児童野球場利用料金収入において、減免期間外の利用日の利用料金を減免していた。また、料金変更後の利用日に変更前の利用料金を適用していたので、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(2) 所管課に対する注意事項</p> <p>ア 和歌川河川公園駐車場において、行政財産の使用許可なく設置されている物置2台があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 和歌川河川公園指定管理者に無償貸与している備品の管理において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(ア) 物品管理簿の備付けに不備があった。</p> <p>(イ) 物品の貸付けに関する物品貸付調書による決定等の決裁手続をしていなかった。</p> <p>(ウ) 物品の廃棄に関する物品不用調書及び不用品処分調書による決定等の決裁手続をしていなかった。</p> <p>(エ) 物品現在高報告書の作製等の手続をしていなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 減免期間外の利用日の利用料金の減免及び料金変更後の利用日に変更前の利用料金を適用していたことについては、窓口事務を行う職員に対し、和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例(平成9年和歌山県条例第34号)並びに和歌山県和歌川河川公園の管理に関する基本協定書の遵守を周知徹底した。</p> <p>(2) 所管課に対する注意事項</p> <p>ア 指定管理者を通じ、物置2台を使用許可なく設置した者に対して撤去の指導を行っている。</p> <p>イ 次のとおり措置を講じた。</p> <p>(ア) 物品管理簿の備付けについて、物品管理システムに登録し、同システムにより管理を行っている。</p> <p>(イ) 物品の貸付けについて、物品貸付調書による決定等の決裁手続を行った。</p> <p>(ウ) 物品の廃棄に関する物品不用調書及び不用品処分調書による決定等の手続きについて、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)の遵守を職員に周知徹底した。</p> <p>(エ) 平成26年度末における物品現在高報告書を作製し、会計局総務事務集中課に送付した。</p>

7 紀の国はまゆう

(紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者)

監査実施年月日 平成27年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 総勘定元帳の残高が普通預金通帳の残高と相違していたので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。</p> <p>(2) 賃金に係る所得税において、総勘定元帳に記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 予算の執行において、予算額が不足しているにもかかわらず、流用の決裁を得ていなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 総勘定元帳の記入誤りを防ぐため、税理士による確認行程を加え、適正に処理するようにした。</p> <p>(2) 総勘定元帳の記入漏れを防ぐため、税理士による確認行程を加え、適正に処理するようにした。</p> <p>(3) 予算の流用や補正の必要が生じた場合は、会計規則に従い、理事会を招集して適正に決裁を得ることとした。</p>

8 和歌山県住宅供給公社

監査実施年月日 平成27年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設(敷地を含む。)のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。</p> <p>(2) 平成25年度における宅地分譲の事業実績は、岸宮サニータウンの残っていた5区画のうち3区画の宅地分譲を行っているが、残り2区画の分譲に努められた</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未移管施設のうち古屋団地の道路について、和歌山市と協議を重ねた結果、道路橋定期点検要領(平成26年6月国土交通省道路局)に基づく点検補修と道路の補修等ができれば移管できることになったので、平成27年度中の移管に向け、点検補修等の設計作業を行っているところである。</p> <p>(2) 分譲宅地の販売促進については、紹介制度の活用や県の広報誌を利用するなど積極的に行っている。岸宮サニータウンの残り2区画については、平成27年</p>

<p>い。</p> <p>(3) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成25年度末の収入未済額は、約8,345万円であり、前年度に比し約1,683万円減少している。</p> <p>引き続き、県(建築住宅課)及び徴収事務委託管理者人と連携し、未収金の縮減に努められたい。</p>	<p>年度中の完売に向け、引き続き積極的な販売促進に取り組んでいる。</p> <p>(3) 県営住宅使用料の未収金の縮減に取り組んだ結果、平成26年度は平成27年4月末時点で徴収率は90.80%となり、前年同期の90.10%を上回ることができた。今後も「家賃滞納整理方針」に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者に対しては早期の納付指導に取り組む。</p>
---	---

9 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

(和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)指定管理者)

監査実施年月日 平成27年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) マリーナ内の工作物等の設置について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア コンテナ区画貸し事業のためコンテナ設置の許可を受けているが、許可と現況の設置場所、台数などの相違があった。</p> <p>イ 飲料自動販売機について、許可と現況の設置場所、台数などの相違があった。</p> <p>(2) 指定管理者及び所管課に対する注意事項</p> <p>船舶保管施設専用利用の許可及び許可期間については、和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)及び和歌山県マリーナ条例施行規則(平成7年和歌山県規則第12号)に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 次のとおり措置を講じた。</p> <p>ア コンテナ設置に係る現況の設置場所及び台数を確認の上、早急に申請書を提出し、許可を受けた。許可なく設置していた期間の使用料については不当利得の返還を行った。</p> <p>イ 飲料自動販売機設置に係る現況の設置場所及び台数を確認の上、早急に申請書を提出し、許可を受けた。許可なく設置していた期間の使用料については不当利得の返還を行った。</p> <p>(2) 和歌山県マリーナ条例施行規則第4条に基づき、平成27年度以降、許可期間は1年以内とし、今後は適正に管理を行うこととした。また、和歌山県和歌山マリーナ管理業務協定書第32条に基づき、許可申請書の様式を定め、今後は適正に許可を与えることとした。</p>

10 株式会社マリールームオオタ

(和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)指定管理者)

監査実施年月日 平成27年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 管理区域内における自動販売機の設置及び物販の許可について、和歌山県マリーナ条例に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者及び所管課に対する注意事項</p> <p>船舶保管施設専用利用の許可及び許可期間については、和歌山県マリーナ条例及び和歌山県マリーナ条例施行規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 所管課に対する注意事項</p> <p>マリーナ南側駐車場使用料徴収業務について、委託契約書が作成されていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 管理区域内における自動販売機の設置及び物販の許可については、早急に申請書を提出し、許可を受けた。許可なく設置及び物販を行っていた期間の使用料については、不当利得の返還を行った。</p> <p>(2) 和歌山県マリーナ条例施行規則第4条に基づき、平成27年度以降許可期間は1年以内とし、今後は適正に管理を行うこととした。また、和歌山県和歌山マリーナ管理業務協定書第32条に基づき、許可申請の様式を定め、今後は適正に許可を与えることとした。</p> <p>(3) 和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)管理業務協定書第1条第2項に基づき、マリーナ南側駐車場使用料徴収委託契約を締結した。</p>

11 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

(和歌山県体力開発センター指定管理者)

監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 支出決議書に支出決定権者の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 当財団が指定管理を受ける他施設の支出決議書においても押印漏れがないか改めて点検を行った。あわせて、各施設の支出事務担当者及び支出決定権者に対して、今後、押印漏れがないよう再度指導し、適正に処理を行うよう徹底を図った。</p>

12 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター

監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 印刷代の支出において、請求額と支出（伺い）調書及び元帳の金額が相違していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 会計責任者（事務局長）及び出納責任者（事務局次長）による、請求及び支払の各段階における確実な事前チェック体制を強化することとした。</p>